

名古屋市公報

平成19年 5月30日号

第710号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目

次

ページ

告

示

- | | | | |
|------------------------|------------|---------|---|
| ○ 町及び字の区域の変更 | (市経・住居表示課) | (第205号) | 3 |
| ○ 行旅死亡人の発見 | (健福・保護課) | (第206号) | 4 |
| ○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について | (緑土・農政課) | (第207号) | 8 |
| ○ 道路に関する告示 | (緑土・道路管理課) | (第208号) | 9 |

達

- | | | | |
|------------------|----------|--------|----|
| ○ 名古屋市自殺対策推進本部規程 | (健福・総務課) | (第47号) | 14 |
|------------------|----------|--------|----|

交通局管理規程

- | | | | |
|-----------------------|--|--------|----|
| ○ 乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正 | | (第26号) | 17 |
|-----------------------|--|--------|----|

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市自殺対策推進本部規程（第47号）

1 制定の目的

自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、名古屋市自殺対策推進本部を置きます。（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 推進本部において、自殺対策に関する諸施策を調整及び推進し、併せて情報の収集及び連絡を行うことを定めます。（第 2条関係）

(2) 推進本部の構成、本部会議等について定めます。（第 3条から第 8条関係）

3 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市告示第 205号

町及び字の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市中村区において、平成19年6月18日から、次のとおり町及び字の区域の変更をする旨、名古屋市長から届出がありましたので、同条第2項及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により告示します。

平成19年5月21日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 中村区白子町3丁目に編入する区域
中村区下中村町字流31、31の1から31の18まで、32の1から32の5まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
- 2 中村区日ノ宮町3丁目に編入する区域
中村区下中村町字長箴5

名古屋市市民経済局地域振興部住居表示課

名古屋市告示第 206号

行旅死亡人の発見

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 9条の規定により、次のように告示します。

お心当たりの方は、1から 9までについては健康福祉局生活福祉部保護課まで、10については北区役所民生子ども課まで連絡してください。

平成19年 5月22日

名古屋市長 松 原 武 久

1 死体

- | | |
|-------------|---|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳（自称滝本渉） |
| (3) 年齢、性別 | 自称72歳の男性 |
| (4) 死亡年月日 | 平成18年 5月 2日 |
| (5) 発見年月日 | 平成18年 5月 3日午前 8時10分頃 |
| (6) 発 見 場 所 | 名古屋市中区金山二丁目11番 2号
長岡公園荘 203号室 |
| (7) 死 亡 原 因 | 心臓性突然死 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 155センチメートル位、中肉、左腕上肢外側に
桜の花咲之龍、左手前腕部に流れ星ようの入れ墨 |
| (9) 着 衣 | 灰色シャツ、ベージュ色ポロシャツ |
| (10)所持金品 | 現金80,823円、貯金通帳 1冊、携帯電話 1台 |

2 死体

- | | |
|-------------|--|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定50歳から60歳位の男性 |
| (4) 死亡年月日 | 平成18年 8月29日午前 1時頃 |
| (5) 発見年月日 | 平成18年 8月29日午前 7時00分頃 |
| (6) 発 見 場 所 | 名古屋市港区空見町41番地 |
| (7) 死 亡 原 因 | 非定型的縊死による窒息死 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 170センチメートル位、やせ型、頭髮密生白髪
混じりパンチパーマ |
| (9) 着 衣 | 紫色ハイネック長袖シャツ、白色肌着、肌色腹巻き、
青色と赤色のチェック柄トランクス |
| (10)所持金品 | なし |

3 死体

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定40歳から50歳位の男性 |
| (4) 死亡年月日 | 平成18年11月 5日午前 3時頃 |

- | | |
|-----------|--|
| (5) 発見年月日 | 平成18年11月 5日午前 4時30分頃 |
| (6) 発見場所 | 名古屋市中区千代田一丁目 1番24号
稲垣ビル地下駐車場 |
| (7) 死亡原因 | 非定型的縊死 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 180センチメートル位 |
| (9) 着 衣 | 紺色ジャケット、朱色のポロシャツ、紺色ジーパン、
黒色靴下、白色スニーカー |
| (10)所持金品 | 現金 886円、鍵 1本、指輪 1個、はさみ 1個、ライター 1個、タバコ 5本 |
- 4 死体
- | | |
|-----------|--|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定20歳から40歳位の男性 |
| (4) 死亡年月日 | 平成18年 2月 1日頃 |
| (5) 発見年月日 | 平成18年 2月18日午前 9時10分頃 |
| (6) 発見場所 | 名古屋市港区中川本町 2丁目地先
名古屋漕艇センター東側中川運河内 |
| (7) 死亡原因 | 不詳 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 172センチメートル位、中肉、頭髪黒色 |
| (9) 着 衣 | こげ茶色地黄土色チェック柄ブルゾン、青色と紺色の横縞長袖ラガーシャツ、国防色の作業ズボン、
紺色ボクサーブリーフ、白色靴下、白色皮製スニーカー |
| (10)所持金品 | なし |
- 5 死体
- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定60歳以上の女性 |
| (4) 死亡年月日 | 平成18年 8月から 9月頃 |
| (5) 発見年月日 | 平成18年11月20日午前10時28分頃 |
| (6) 発見場所 | 名古屋市東区出来町三丁目19番24号
横島鈔子方 |
| (7) 死亡原因 | 不詳 |
| (8) 人相特徴等 | 身長 140センチメートル位 |
| (9) 所持金品 | なし |
- 6 死体
- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定50歳から65歳位の男性 |
| (4) 死亡年月日 | 平成19年 1月 5日頃 |
| (5) 発見年月日 | 平成19年 1月 9日午前 8時00分頃 |
| (6) 発見場所 | 名古屋市熱田区内田町 701番地 |

	宮の渡し公園公衆便所身障者専用トイレ内
(7) 死亡原因	縊死による窒息死
(8) 人相特徴等	身長 168センチメートル位、中肉、頭髪白髪混じり 頭部薄い、頬こける、上下歯とも約半数が欠損
(9) 着 衣	黒色ジャンパー、セーター、ジーパン
(10)所持金品	財布 1個、腕時計 1個、眼鏡 1個
7 死体	
(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏 名	不詳
(3) 年齢、性別	推定50歳から70歳位の男性
(4) 死亡年月日	平成19年 3月13日午後 2時頃から午後 3時頃
(5) 発見年月日	平成19年 3月13日午後 4時36分頃
(6) 発見場所	名古屋市中村区名駅三丁目15番 9号 千代田ビル解体工事現場
(7) 死亡原因	右手首切創による失血
(8) 人相特徴等	身長 156センチメートル位、中肉
(9) 着 衣	灰色セーター、灰色スラックス、茶色スニーカー
(10)所持金品	現金18円、セカンドバッグ 1個、財布 1個、小銭入れ 1個、腕時計 1個、鍵 1本、キーホルダー 1個
8 死体	
(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏 名	不詳
(3) 年齢、性別	推定60歳から75歳位の女性
(4) 死亡年月日	平成19年 3月12日頃
(5) 発見年月日	平成19年 3月13日午前10時30分頃
(6) 発見場所	名古屋市中村区潮見町40番地 新日本石油株式会社名古屋油槽所西方沖合約 3メートルの名古屋港海面
(7) 死亡原因	溺死
(8) 人相特徴等	身長 155センチメートル、中肉、頭髪茶色短髪
(9) 着 衣	黒色ベスト、茶色毛糸ベスト、灰色地に黒色横縞 セーター、白色下着シャツ、白色ブラジャー、ベージュ色ガードル、白色ショーツ、黒色ハイソックス
(10)所持金品	黒色ビーズ指輪 1個、シルバー指輪 2個
9 死体	
(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏 名	不詳（自称坂本達夫）
(3) 年齢、性別	自称56歳の男性
(4) 死亡年月日	平成19年 3月18日午後 6時頃
(5) 発見年月日	平成19年 3月19日午後11時00分頃
(6) 発見場所	名古屋市中村区太閤四丁目 1番14号

	株式会社松竹梅第 3松竹梅 719号室
(7) 死 亡 原 因	頭蓋内出血
(8) 人相特徴等	身長 166.5センチメートル、中肉、頭髮黒色白髪混じり
(9) 所 持 金 品	現金 306,201円、財布 2個、腕時計 1個、診察券 2枚、国庫金振込通知書 1通、厚生年金保険被保険者証 1通、印鑑 1本、カードケース 1個、鍵 2本、防犯登録証 1通、健康診断書 2通、メモ帳 1冊、ドライバー 2本、レンチ 1本、ペンチ 2本、スパナ 1本、カッターナイフ 1本、ベルト 1本、メジャー 1個、折込工具 1個、鞆 1個、紙片 3枚
10 死体	
(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏 名	不詳
(3) 年齢、性別	推定50歳位の女性
(4) 死亡年月日	平成18年 9月25日午前 3時38分
(5) 発見年月日	平成18年 9月25日午前 2時40分
(6) 発 見 場 所	名古屋市北区金城一丁目 2番 中富住宅C-D棟間
(7) 死 亡 原 因	投身自殺による外傷性心破裂

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 207号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第 4項で準用する法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、法第13条第 4項で準用する法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、法第13条第 4項で準用する法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、法第13条第 4項で準用する法第12条第 2項の規定により、下記の場所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年 5月22日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 法第13条第 4項で準用する法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農政課
(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第208号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成19年5月23日から供用を開始します。

その関係図面は名古屋市緑政土木局道路部道路管理課において、告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成19年5月23日

名古屋市長 松 原 武 久

1 道路の区域変更及び供用の開始

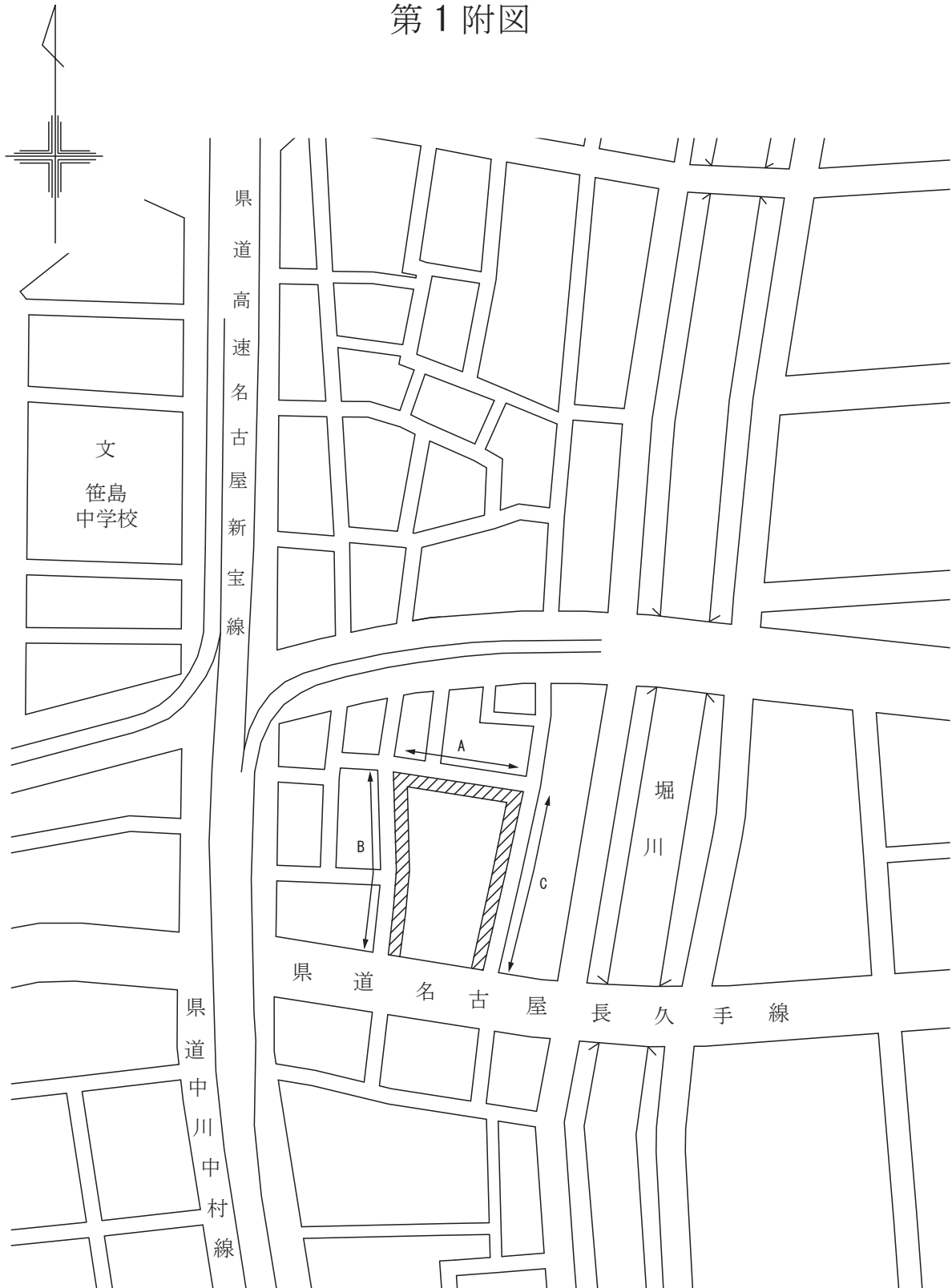
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	名駅第12号線	名古屋市中村区名駅五丁目3308番地先から	前	0.065	6.00	第 1 図
			名古屋市中村区名駅五丁目3308番地先まで	後	0.065	9.74	
	B	名駅第8号線	名古屋市中村区名駅五丁目3308番地先から	前	0.094	6.00	
			名古屋市中村区名駅五丁目3308番地先まで	後	0.094	9.80	
	C	名駅第10号線	名古屋市中村区名駅五丁目3308番地先から	前	0.094	6.00	
			名古屋市中村区名駅五丁目3308番地先まで	後	0.094	9.80	
	A	戸田荒子線第3号	名古屋市港区西川町4丁目37番の1地先から	前	0.016	31.75 ～ 36.10	第 2 図
			名古屋市港区西川町4丁目37番の2地先まで	後	0.016	31.75 ～ 38.10	

2 道路の区域変更

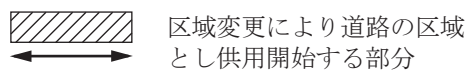
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
県道	A	新田名古屋線	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 7 番の24地先から	前	0.005	18.00	第 3 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字有松裏 7 番の24地先まで	後	0.005	18.00 ～ 18.11	
	B		名古屋市緑区鳴海町字細根91 番の 1 地先から	前	0.015	16.00	隅切の拡幅
			名古屋市緑区鳴海町字細根92 番の 1 地先まで	後	0.015	16.00	

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

第 1 附図



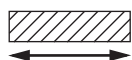
凡 例



第 2 附図



凡 例

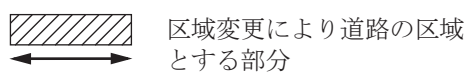


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第3 附図



凡 例



名古屋市自殺対策推進本部規程を次のように定める。

平成19年 5月23日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市自殺対策推進本部規程

(設置)

第 1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、名古屋市自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(構成)

第 3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は健康福祉局主管副市長とし、副本部長は健康福祉局長とする。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者その他本部長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第 4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第 5条 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第 6条 推進本部に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他本部長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

2 幹事は、本部長の命を受け、推進本部の事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第 7条 推進本部の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第 8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

別表

本	部	員	総務局長
	〃		市民経済局長
	〃		子ども青少年局長
	〃		交通局長
	〃		消防長
	〃		教育長
幹	事		総務局職員部安全衛生課長
	〃		総務局総合調整部男女平等参画推進室長
	〃		市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）
	〃		市民経済局生活流通部勤労福祉室長
	〃		健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
	〃		健康福祉局障害福祉部主幹（精神保健福祉・福祉都市推進）
	〃		健康福祉局生活福祉部保護課長
	〃		健康福祉局健康部保健医療課長
	〃		健康福祉局健康部主幹（医務指導）
	〃		健康福祉局病院事業本部病院管理部病院管理課長
	〃		子ども青少年局子育て家庭部子育て支援課長
	〃		交通局電車部電車施設課長
	〃		消防局予防部予防課長
	〃		消防局消防部救急対策室長
	〃		教育委員会学校教育部指導室長
	〃		教育委員会生涯学習部生涯学習課長

名古屋市交通局管理規程第 26 号

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 28 年名古屋市交通局管理規程第 35 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 5 月 25 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

第 28 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項第 2 号の割引全線定期券は、身体障害者、知的障害児又は知的障害者用及び介護者又は附添人用を 1 組として発行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。